

国土交通省からのお知らせ②

短期入院協力病院・短期入所協力施設をご紹介します。

1. 短期入院協力病院・短期入所協力施設とは

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」の短期入院・短期入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内（リハビリ目的での短期入院を利用する場合は30日以内））を積極的に受け入れする一般病院を「**短期入院協力病院**」（うち10カ所を「**重点支援病院**」）、障害者支援施設等を「**短期入所協力施設**」（うち10カ所を「**重点支援施設**」）として指定し、協力病院・協力施設の受入体制整備・強化を支援しています。



 国土交通省

2. 全国の短期入院協力病院・短期入所協力施設

協力病院及び協力施設の詳細は下記QRコードを読み取りいただき、国土交通省HPのご案内よりご確認ください。



国土交通省HP



3. 短期入院・短期入所の利用にあたって

様々なご事情により急に利用せざるを得ない状況になった場合、利用方法や手続き、病院・施設等の環境に不安をいだかないためにも、お近くの協力病院・協力施設の見学や職員との面談等による情報収集をされてはいかがでしょうか。

いざというときには、試す時間はございませんし、初めての利用は不安感も大きくなります。いざというときに安心してお任せできる病院や施設を探されたり、試されることは大切です。

短期入院・入所の利用にあたりご不明な点（利用方法やサービス内容を知りたい、病院・施設へ連絡してみたい）等がございましたら、ナスバ支所までお気軽にご相談ください。



4. 重点支援病院について

国土交通省では、「治療により機能改善しても、退院後も継続的にリハビリが必要である」との声を受け、令和4年度から短期入院協力病院のうち、意欲的にリハビリを提供する10の病院を重点支援病院に指定しています。

リハビリ目的でのご利用もご検討ください。



短期入院協力病院と
重点支援病院の関係イメージ

都道府県	病院名	所在地	電話番号
北海道	社会医療法人医仁会 中村記念病院	札幌市中央区南1条14-291	011-231-8555
宮城	医療法人社団葵会 葵会仙台病院	仙台市若林区荒井東1-6-8	022-380-1000
東京	医療法人社団永生会 永生病院	八王子市櫛田町583-15	0120-001-083
石川	社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13-6	076-266-1060
愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	田原市神戸町赤石1-1	0531-22-2131
大阪	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	高槻市白梅町5-7	072-683-1212
広島	医療法人光臨会 荒木脳神経外科病院	広島市西区庚午北2-8-7	082-272-1130
愛媛	医療法人財団尚温会 伊予病院	伊予市八倉906-5	089-983-6877
福岡	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	093-571-1031
沖縄	医療法人真徳会 沖縄メディカル病院	南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555

5. 協力病院の指定解除について（令和7年3月24日付）

以下の協力病院より、脳外科の医師が不在となるため入院の受入れが困難等の理由により指定辞退の申し出があり、指定を解除しました。

都道府県	病院名	所在地	電話番号
東京	医療法人徳洲会 武蔵野徳洲会病院	西東京市向台町3-5-48	042-465-0700
新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会 糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	025-552-0280
大阪	泉大津市立周産期小児医療センター	泉大津市下条町16-1	0725-32-5622

国土交通省からのお知らせ③

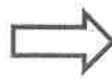
令和7年度に実施の「受入環境整備事業」をご紹介します。

「介護者なき後」を見すえ、被害者ご本人及びご家族が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、令和7年度も引き続き**障害者支援施設及びグループホーム**に対して、**介護器具導入や人材確保等に係る経費への補助**をします。日頃利用されている施設やグループホームへご紹介いただけますと幸いです。

* 詳細は決まり次第、報道発表や国土交通省公式Xアカウントにおいて発信を行う他、下記QRコードの国土交通省HPに掲載します。

～令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました～

令和6年度までは施設全体の利用者のうち、
重度後遺障害者の割合
50%以上→100%



令和7年度からは施設全体の利用者のうち、
重度後遺障害者の割合
8%以上→100%

1. 補助対象事業者

・施設介護支援 ・グループホーム

2. 補助の要件

自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が入所していること、又は今後、具体的な入所の見込みがあること 等

- ・ ナスバ介護料受給資格
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級 以上

3. 補助の内容

開設(増設)1年目

職員賃金

介護器具購入費

求人情報発信費

研修受講費

補助上限額 1事業所 **1,500万円**

開設(増設)2年目以降

職員賃金改善費

介護器具購入費

求人情報発信費

研修受講費

補助上限額 1事業所 **1,000万円**



国土交通省HP



公式Xアカウント



@jibaiseki_mlit

制度に関するお問い合わせ先
物流・自動車局保障制度参事官室
TEL : 03-5253-8111(内線41418)
Mail : hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp

国土交通省からのお知らせ④

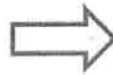
令和7年度に実施の「在宅療養環境整備事業」をご紹介します。

「介護者なき後」においても在宅生活を選択できる環境を整備するため、令和7年度も引き続き居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所に対して、人材確保等に係る経費への補助をします。日頃利用されている居宅介護事業所や重度訪問介護事業所へご紹介いただけますと幸いです。

* 詳細は決まり次第、報道発表や国土交通省公式Xアカウントにおいて発信を行う他、下記QRコードの国土交通省HPに掲載します。

～令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました～

令和6年度までは施設全体の利用者のうち、
重度後遺障害者の割合
50%以上→100%



令和7年度からは施設全体の利用者のうち、
重度後遺障害者数
2人以上→100%

1. 補助対象事業者

- ・居宅介護事業所
- ・重度訪問介護事業所

2. 補助の要件

自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が利用していること、又は今後、具体的な利用の見込みがあること 等

- ・ ナスバ介護料受給資格
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級 以上

3. 補助の内容

開設(増設)1年目	開設(増設)2年目以降
職員賃金	職員賃金改善費
求人情報発信費	求人情報発信費
研修受講費	研修受講費
補助上限額 1事業所 300万円	補助上限額 1事業所 200万円



● ナスバからのお知らせ ●

令和7年4月1日より介護料の支給額が変わりました！

令和7年4月より介護料の支給額が改定されます。本改定は、日ごろの訪問支援や毎年のアンケート調査等において、近年の物価高騰により介護費用が増大し、介護料受給者の皆様の負担も大きくなっているというよう
なご意見が多く寄せられていることを踏まえての対応となります。

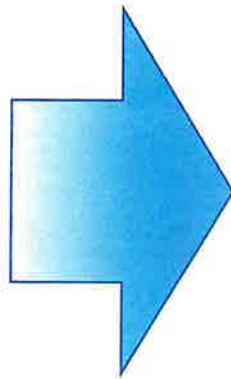
今後も、皆さまのニーズに応えられるよう努力して参りますので、引き続き、訪問支援やアンケート等において、介護料制度やナスバに関する皆さまのご意見・ご要望を賜れますと幸いです。

令和7年3月までの支給額

特Ⅰ種 211,530円(上限)
85,310円(下限)

Ⅰ種 166,950円(上限)
72,990円(下限)

Ⅱ種 83,480円(上限)
36,500円(下限)



令和7年4月からの支給額

特Ⅰ種 **226,330円(上限)**
99,810円(下限)

Ⅰ種 **177,950円(上限)**
85,390円(下限)

Ⅱ種 **88,980円(上限)**
42,700円(下限)

改正後の最初の支給月である令和7年6月の支給額は、以下の例のとおり、3月分は今までの支給額、4・5月分は改正後の支給額となります。

《例》

〈特Ⅰ種の下限額〉

3月分 85,310円
4月分 **99,810円**
5月分 **99,810円**
計 284,930円

〈Ⅰ種の下限額〉

3月分 72,990円
4月分 **85,390円**
5月分 **85,390円**
計 243,770円

〈Ⅱ種の下限額〉

3月分 36,500円
4月分 **42,700円**
5月分 **42,700円**
計 121,900円

次回（9月期）の介護料請求について

介護料請求書類提出期日：各主管支所より事前に通知します

請求対象：令和7年6月～令和7年8月分

提出書類：「介護料請求書」

「訪問看護等費用領収証明願などの証明書類」添付



= 労災保険や介護保険とナスバの介護料は併給できません！ =



介護料受給資格者が、労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付や介護保険法に基づく介護給付及び予防給付（居宅介護サービス、福祉用具レンタル等）を受けた場合は「介護料受給資格喪失」となり、重複して保険給付を受けた期間に受給した介護料は返還していただくことになりますのでご注意ください。

※ 気になる点等、詳細は最寄りのナスバ(主管)支所(P33参照)にお問い合わせ下さい。

● 注意すべきケース例 ●

【労災保険】

業務上又は通勤途上における事故で受傷された方が、当初は労災保険の介護（補償）給付を受けていなかったが、その後、労働基準監督署から請求教示があり、労災保険の給付を受けることになったケース。

● 注意すべきケース例 ●

【介護保険】

65歳になるまで障害者総合支援法に基づくサービスを使っていた方が、その後も利用しているサービスの名称や内容に変化がなかったため、介護保険に基づくサービスに切り替わっていたことに気付かなかったケース。

※特に介護保険対象年齢にあたる65歳以上の方はご注意下さい！※

介護保険の対象年齢となる65歳以降の受給者において、引き続き、障害者支援サービスの利用を希望される場合、その可否は、在住されている自治体において個別に判断されます（原則、介護保険サービスの利用が優先されます。）。

このため、障害者支援サービスの引き続きの利用を希望することに関係して、受給者等が自治体に申し入れを行う機会がありましたら、ご希望により、その際にナスバ職員が同行して自治体(特別区・市町村の障害福祉および介護保険の担当等)に対し、介護料制度、介護料と介護保険との関係性等の説明を行うお手伝いは可能ですので、65歳になる前に、一度、最寄りのナスバ（主管）支所(P33参照)、訪問支援の際や各主管支所の在宅介護相談窓口（裏表紙参照）にお問い合わせください。

なお、ナスバからは、医療・保健福祉の観点からのコメント（当事者への適切な介護サービスの内容について等）はできません。

また、40歳以上65歳未満の方が、16種類の特定疾病が原因で要介護状態となった場合には、申請により介護保険第2号被保険者となる場合もあり、この場合も「介護料受給資格喪失」となりますので、担当のケアマネージャーと意思疎通を図り、十分にご注意下さい。

～WAMNETの障害者福祉サービス情報検索ご紹介～

介護料受給者の皆さまから障害者福祉サービス（訪問系サービスや施設系サービスなど）のお問い合わせが寄せられております。

障害福祉サービスを利用するには、市区町村の障害福祉の窓口において、専門の相談員に聞くことが大事ですが、皆さまがインターネットで調べられるサイトがございますので、その情報サイトをご紹介します。

ご紹介するのは、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合サイトである「WAMNET」（ワムネット）です。このサイトの中に、「障害者福祉サービス等情報検索」のページがあり、市区町村ごとの訪問系サービスや施設系サービスなどの各種サービスを検索することができます。気になったサービスや施設の情報が出ますので、ご利用してみたいかがでしょうか。

介護料ポータルマイページ（ナスバリンク集）にも掲載していますので、ご活用ください。

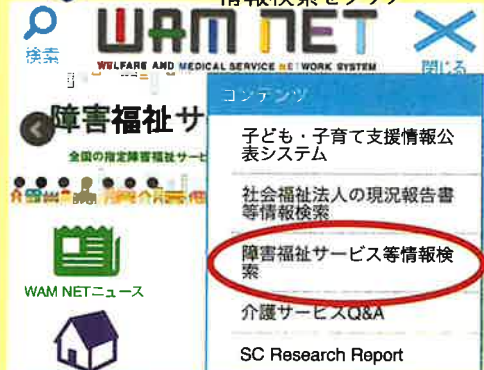
URL:<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/sppub/top/>



①トップ画面のメニューをタップ



②障害福祉サービス等
情報検索をタップ



～訪問支援のご協力をお願い～

(ナスバから訪問支援の連絡があった際は、ご協力をお願いいたします。)

ナスバでは、受給資格者やその介護者の方を対象に訪問支援を行っております。

通常の介護に関する悩みやご相談を伺って、必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度（介護用品の購入に対する助成や短期入院・入所制度等）の内容やナスバへのご要望についてもあわせてお伺いしています。

日程の調整を行いながら順次実施しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。一部支所では、平日のみでなく、土曜日でも対応可能な日があります。）

また、個別に訪問支援を希望する方がいらっしゃいましたら、お気軽に最寄りのナスバ(主管)（P 3 3 参照）にご相談ください。

なお、訪問支援においては、介護保険や労災保険等との併給がないかどうかについても確認させていただいております。

なおさまにはお手数をおかけしておりますが、重ねてのご協力をお願いいたします。

訪問支援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言や各都道府県単位の不要不急の外出自粛要請等が発令される場合は、対応による訪問支援を中止し、下記リモート方式の訪問支援に切り替えて実施する場合があります。

感染対策については、個人の判断が基本となりましたが、訪問支援においては、ポイントを取ったうえで、訪問当日は、訪問実施者の検温、訪問直前の「手指消毒」、「マスクの着用」等の感染予防対策を実施することとし、発熱又は体調不良があった場合、訪問を中止します。また、実施にあたっては、「密閉」「密着」「密接」にならないよう留意します。

Webを活用したリモート方式による訪問支援を実施しています

パソコン、スマートフォン及びタブレットなどを使用したオンラインによる訪問支援を引き続き実施しています。

リモート方式による訪問支援を希望される方（インターネットに繋がる機器をお持ちでない方）は、当該機器を無料でお貸しすることができます。は、訪問支援のご案内がありましたら、最寄りのナスバ(主管)支所（P 3 3 参照）にお伝え願います。

リモート方式による訪問支援の留意点）

現在、オンラインツール「Zoom」又は iPhone 等による「FaceTime」にてご案内しています。

貸し出す機器は「タブレット端末・広角レンズ・モバイルWi-Fiルーター」です。

貸し出す機器を使用する場合を除き、発生する通信料はご負担いただきます。

リハビリ目的の短期入院について

リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。

令和4年4月1日から、リハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、**1回あたりの入院期間が2日～最長30日まで**利用できるようになりました。

※「リハビリ目的」での短期入院であれば、その期間中にリハビリ以外の治療（検査等）を受けた場合でも対象になります。詳しくはナスバ（主管）支所（P33参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

※変更点

従来	目的問わず	2～14日以内	上限日数・上限金額 45日以内 かつ 45万円以内 (変更なし)
	R4.4.1～ リハ目的 リハ目的 以外 (レスパイト、検査等)	2～30日以内 2～14日以内	

※請求例 リハビリのための入院 20日間
・20日間の入院費用 10万円
（室料差額・食事負担額）
・移送費 3万円

→

年間の上限日数45日のため
残日数は25日間
年間の上限金額は45万円のため
残金額は32万円

◆必要書類◆

- ① 様式12号の2（短期入院・入所に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願）
- ② 領収書または様式12号の2への病院による証明印
- ③ 入院診療計画書（※入院期間が15日以上になった場合のみ：リハビリでの入院であることが記載されているものが必要になります。）

◆注意点◆

- ① リハビリ目的の入院で入院期間が15日以上となった場合は、請求の際、領収書のほかに、リハビリでの入院がわかる『入院診療計画書』(30日以内のもの)の提出が必要になります。
- ② 助成対象は入院費用全体ではなく、従来どおり移送費、室料差額・食事負担額、ヘルパー等費用（変更なし）です。
- ③ 年間の上限日数・上限金額は、従来どおり45日以内かつ45万円以内(変更なし)です。
- ④ リハビリ目的以外の短期入院・入所は、従来どおり原則2日から14日以内の期間が助成対象（変更なし）です。
- ⑤ リハビリ目的の場合のみ介護料申請における入院日数は30日まで拡充されますが、リハビリによる入院受入の可否は、各病院へお問い合わせください。

不明な点は、ナスバ（主管）支所（P33参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

リハビリ目的の短期入院について

リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。

令和4年4月1日から、リハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、**1回あたりの入院期間が2日～最長30日まで**利用できるようになりました。

※「リハビリ目的」での短期入院であれば、その期間中にリハビリ以外の治療（検査等）を受けた場合でも対象になります。詳しくはナスバ（主管）支所（P33参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

※変更点

従来	目的問わず	2～14日以内	上限日数・上限金額 45日以内 かつ 45万円以内 (変更無し)
	リハビリ目的	2～30日以内	
	リハビリ目的 以外 (レスパイト、検査等)	2～14日以内	
R4.4.1～			

※請求例 リハビリのための入院 20日間
・20日間の入院費用 10万円
（室料差額・食事負担額）
・移送費 3万円



年間の上限日数45日のため
残日数は25日間
年間の上限金額は45万円のため
残金額は32万円

◆必要書類◆

- ① 様式12号の2（短期入院・入所に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願）
- ② 領収書または様式12号の2への病院による証明印
- ③ 入院診療計画書（※入院期間が15日以上になった場合のみ：リハビリでの入院であることが記載されているものが必要になります。）

◆注意点◆

- ① リハビリ目的の入院で入院期間が15日以上となった場合は、請求の際、領収書のほかに、リハビリでの入院がわかる『入院診療計画書』(30日以内のもの)の提出が必要になります。
- ② 助成対象は入院費用全体ではなく、従来どおり移送費、室料差額・食事負担額、ヘルパー等費用（変更なし）です。
- ③ 年間の上限日数・上限金額は、従来どおり45日以内かつ45万円以内(変更なし)です。
- ④ リハビリ目的以外の短期入院・入所は、従来どおり原則2日から14日以内の期間が助成対象（変更なし）です。
- ⑤ リハビリ目的の場合のみ介護料申請における入院日数は30日まで拡充されますが、リハビリによる入院受入の可否は、各病院へお問い合わせください。

不明な点は、ナスバ（主管）支所（P33参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

ナスバ介護料の 請求が

ご登録された多くの方から
ご好評の声をいただきました！

スマホで 簡単・ 便利に！



2024年4月よりナスバ介護料ポータルを開設します！
スマホを使ってオンライン請求や支給金額の確認などが

- ✓ いつでもできます！
- ✓ どこからでもできます！

ナスバのホームページからマイページにアクセス！ マイページに登録！

留意点

- マイページから可能な介護料請求は下限額の場合のみです。下限額を超えての請求をされる場合は、これまでどおり郵送での受付となります。
- 介護料の請求はスマホ・タブレット・パソコンで可能です。
- メールでの介護料請求は2024年3月請求期をもって廃止になります。
- マイページ利用にかかる通信料は利用者様の負担となります。



独立行政法人自動車事故対策機構

こんな機能があったらいいなという声をお聞かせください



請求以外にも 便利な機能がたくさんあります!

オンラインで 介護料請求手続きが できる!

全国どこにいても、介護料の
下限額請求をはじめ、振込口
座の変更手続きも、オンライ
ン請求*で便利に行えます!
書類郵送などの手間がかかり
ません。
ちょっとした外出先や寝る前の
隙間時間を有効活用!



各種登録情報や 請求状況が確認できる!

ご自身の登録口座や住所等
の情報、介護料請求状況、
過去の支給額の履歴が確
認できます。
どの口座に入金される?今
期請求したかな?前期請求
忘れてないかな?
そんな不安を一気に解決!



メールでの お知らせ機能!



毎期ごとの介護料請求の受付開始や、締め
切り日が近くなった時、介護料の振込が完了
した際にメールでお知らせします!
その都度お知らせが届くので、請求忘れの
防止や気になる振込日がわかって安心です!

ナスバからの お知らせ掲示板!



介護料請求に関するお知らせや、機関紙「ほ
ほえみ」の発送のお知らせに加え、災害時
には、政府・自治体の防災情報を発信し、
被災者支援を致します。
皆さまが気になるお役立ち情報をどんどん提
供します!

過去から最新号まで! 電子版「ほほえみ」の 閲覧できます!

機関紙「ほほえみ」の電子版をいつでもどこ
でもスマホで閲覧ができます。文字を拡大し
て読めるので、体への負担が少ないです!



スマホだから寝ながら読めるよ!

電子版 「介護料受給の手引き」 の閲覧ができます!

スマホで各種手続きの確認や支
給対象サービス・対象品目の確
認ができます!制度が改正になった際も、常
に最新の情報を確認できます。外出先でも
対象品目や上限数の確認ができます!



※1 介護料のオンライン請求は、スマホ・タブレット・パソコンで可能です。

※2 紙による郵送での請求も引き続き受付しております。

マイページ内の機能紹介

請求登録

NASVA ナスバ介護料ポータル

725* 727番 000-0000-00000

下記の期間の請求の登録についてご確認ください

今月の介護請求内容

3月*

請求する(下限額: 85,310円) ~

4月*

請求する(下限額: 85,310円) ~

5月*

請求する(下限額: 85,310円) ~

介護保険被保険者証情報

2024年06月30日時点で65歳以上の方は、クリップマークをタップし、介護保険被保険者証を添付してください

介護保険被保険者証:

登録 完了

マイページに戻る

- 請求内容を選択肢の中から選んで入力できるので、入力作業が簡単です。
- 介護保険被保険者証は、クリップマークをタップして添付します。
- 紙の請求書の記入や、請求書を郵送する必要がありません。

直近の請求状況

NASVA ナスバ介護料ポータル

725* 727番 000-0000-00000

6月間の請求履歴

請求月	請求状況
令和5年12月分	未請求
令和6年1月分	未請求
令和6年2月分	未請求
令和6年3月分	未請求
令和6年4月分	未請求
令和6年5月分	未請求

郵送にて請求の方は、システム反映までに数日から数週間かかります。

支給金額の履歴は、マイページの「支給履歴」からご確認ください。

マイページに戻る

サイトポリシー

- 過去6ヶ月分の請求情報が確認できます。
- 請求の状況がわかるので、請求忘れがないか、確認することができます。
- 下限額を超えた場合でも確認することができます。

支給履歴

NASVA ナスバ介護料ポータル

725* 727番 000-0000-00000

支給履歴

短期入院補助金の日数・金額
(令和5年9月～令和6年8月)

短期入院補助金利用可能日数 短期入院補助金
15日 450,000円

総支給額 557,780円

支払日	介護料	短期入院補助金	入院日数	合計
令和5年6月27日	151,280円	78,000円	5日間	229,280円
令和4年9月27日	109,500円	0円	0日間	109,500円

マイページに戻る

- 今までの介護料の受取金額の確認ができます。
- 短期入院・入所の利用日数が確認できるため、残りの利用可能日数や金額の管理がしやすくなります。

登録情報の確認

氏名 岡子 太郎(725* 727)

住所 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都

生年月日 1943年10月01日

電話番号 0000-0000-0000

登録情報を確認

登録情報を変更

メールアドレス aaaaaa@nasva.co.jp

パスワード *****

(セキュリティのため表示されません)

パスワードを確認

その他の変更は事務局の受付までご連絡ください

連絡先はこちら

マイページに戻る

- 住所等の登録情報の確認ができます。
 - パスワード・メールアドレスの変更ができます。
 - 介護料の振込口座の確認・変更ができます。
- ※口座変更は受給者名義のみです。

まずはマイページに登録しよう!!

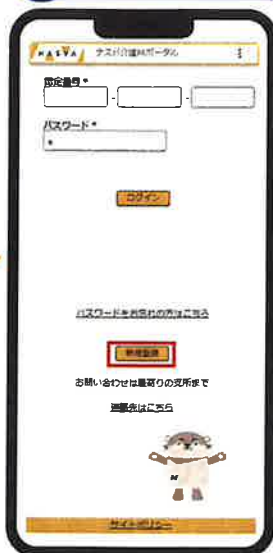


0 ナスバ介護料ポータルへアクセス



ナスバのホームページ
【<https://www.nasva.go.jp>】
にアクセスし「介護料ポータル
へログイン」をタップします。

1 ログイン



画面下の「新規登録」をタップ
します。

2 マイページ 新規登録



認定番号、生年月日、メールア
ドレスを入力し「仮登録」をタ
ップします。

3 マイページ 新規登録送信完了



仮登録をしたメールアドレスあ
てに仮パスワードを自動送信し
ます。

4 マイページ 新規登録メール



届いたメール本文にあるURL
をタップします。

5 パスワード変更



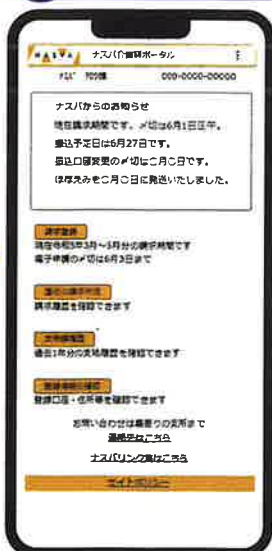
④で届いたメール本文にある
仮パスワードを「仮パスワード」
欄に入力のうえ、「新しいパス
ワード」欄にはご自身で決めた
パスワードを入力してください。

6 パスワード 変更完了



パスワードの変更が完了しまし
たら「マイページに戻る」をタ
ップしてください。

7 マイページ



マイページが表示されたら登録
完了です。

詳しくは、ナスバホームページに掲載のナスバ介護料ポータル利用者マニュアルをご覧ください。



～登録方法でよくあるご質問～



Q.登録したパスワードを忘れてしまった

A.パスワードは再設定できます。

ログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックし、画面の案内に従って再設定を行ってください。

Q.登録したけど、仮パスワードのメールが届かないのはなぜ？

A.迷惑メールに自動的に振り分けられている場合があります。

迷惑メールフォルダに入っていないかご確認ください。

また、入力したメールアドレスに誤りがないかご確認ください。

※スマートフォンやPCの自動変換（予測変換）を使用すると、意図しない文字列を入力してしまうことがあります。

Q.パスワードを変更しようとして入力してもエラーがでるのはなぜ？

**A.「新しいパスワード」と「パスワード再入力」には同じものを
入力しているかご確認ください。**

また、半角かつ8文字以上になっているかご確認ください。

Q.仮パスワードが届いたけど、簡単に入力する方法はないの？

A.スマホなら仮パスワードの表示を長押しするとコピーされます。

指で長押しが難しい場合は、タッチペンなどを利用してみてください。

登録方法が分からない方は、最寄りの支所へお問い合わせください！

アンケートにご協力いただきました皆さまに感謝申し上げます。

引き続き、多くの皆さまがナスバ介護料ポータルを便利に利用できるように、
ご要望なども参考にしながら、検討してまいります。

※新規登録後のログインも、二次元コードを読み込んでログインできます。



～『公益財団法人 交通遺児等育成基金』の給付事業のご案内～

【重度後遺障害を負われた方のお子様も対象になります】

交通遺児等育成基金では、自動車事故により重度後遺障害を負われた方のお子様（義務教育終了前）が属する、生活困窮家庭を対象に生活・学業のための資金の給付等を行う支援給付事業（社会福祉事業）を実施しております。詳細については以下をご覧くださいの上、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

●越年資金（えつねんしきん）

金額	義務教育終了前のお子様 1 人につき30,000円
支給時期	令和7年12月10日（水）
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭に対して、新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和7年11月10日（月）

●入学支度金

金額	小中学校へ入学するお子様 1 人につき60,000円
支給時期	令和8年3月10日（火）
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭のお子様が小学校・中学校に入学する際にお祝いとして支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和8年2月13日（金）

●進学等支援金

金額	進学または就職するお子様 1 人につき60,000円
支給時期	令和8年2月10日（火）（第1回支給日。以降は申込・審査終了後、随時支給。）
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭のお子様が義務教育を終了し、上級学校に進学または就職する場合に激励として支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和8年1月20日（火）（第1回締切日。以降6月末日まで随時受付。）

●緊急時見舞金

金額	①お子様またはその扶養者が死亡または重度後遺障害を負った場合 1 家庭につき100,000円 ②災害によりお子様の居住する家屋が全壊・半壊の被害を受けた場合 1 家庭につき100,000円（その他被害 1 家庭につき50,000円）
支給時期	申込確認後随時
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭が、不幸や災害被害に遭われた場合にお見舞い金として支給します。 ※申込にあたっては、事前にご連絡下さい。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：随時受付

◆お問い合わせ先：公益財団法人 交通遺児等育成基金

電話 0120-16-3611(通話料無料) または 03-5212-4511

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp>

● 「相談支援業務」のご案内 ●

国土交通省では、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務を開始しており、令和7年4月から新たに2団体が加わりました。相談支援業務は、皆様の精神的負担の軽減を図るため、同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けするものです。ぜひお気軽にご相談ください。

<相談窓口一覧>

主管	団体名	電話番号	開設時間
札幌	NPO 法人コロボックルさっぽろ (北海道札幌市)	050-3149-4035	月～金 10:00～21:00
仙台	特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ (岩手県盛岡市)	050-3149-4015	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
仙台	一般社団法人どんまいネットみやぎ (宮城県仙台市)	050-3150-5169	月～金 10:00～21:00
東京	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 (東京都目黒区)	050-3149-3927	月～金 10:00～18:00
東京	一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク (東京都中央区)	050-3149-3929	月～金 9:00～21:00
東京	特定非営利活動法人いのちのミュージアム (東京都日野市)	050-3149-4003	木～日 9:00～17:00、18:00～21:00
東京	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会（あいの会） (東京都豊島区)	050-3116-1515	火～日 11:00～22:00
名古屋	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓 (愛知県名古屋市)	050-3150-5146	月、水、金 10:00～21:00
大阪	兵庫頸髄損傷者連絡会 (兵庫県三田市)	050-3149-4041	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet (広島県廿日市市)	050-3150-5115	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	社会福祉法人朝生会高次脳機能障害サポートネットひろしま (広島県広島市)	050-3150-5138	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	グリーフサポートやまぐち (山口県防府市)	050-3149-4043	月～日 9:00～18:00、19:00～22:00
高松	一般社団法人 IINE (香川県木田郡)	050-3150-5196	月～水、金 10:00～18:00、18:00～21:00
福岡	NPO 法人 福岡・翼の会 (福岡県福岡市)	050-3150-5199	月、水、金 9:00～17:00、18:00～21:00

※自動車事故被害者の方のための相談窓口一覧となります。

※もし電話して繋がらなかった場合、留守番電話サービスに移行します。お手数ですがお名前やこの後電話可能な時間等を残していただき、相談支援業務実施団体からの折り返し電話をお待ちください。

※休暇予定など詳細につきましては、以下の HP をご覧ください。

※相談窓口一覧は、ナスバ HP にも掲載されています。

https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/soudan-shien_01.pdf

ピアサポートをぜひご利用ください！！



● ナスバ所在地一覧 ●

令和7年5月1日 現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X
本 部	〒130-0013	東京都墨田区錦糸3丁目2番1号 アルカースト19階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	〒060-0032	札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8階	011-218-8155	011-218-8156
函 館 支 所	〒041-0806	函館市美原1-18-10 函館東京海上日動ビル3階	0138-88-1007	0138-44-0555
釧 路 支 所	〒085-0018	釧路市黒金町7丁目4-1 太平洋興発ビル2階	0154-32-7021	0154-32-7023
旭 川 支 所	〒079-8442	旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2階	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	〒984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3 宮城県トラック会館2階	022-204-9902	022-782-1825
福 島 支 所	〒960-8031	福島市栄町7-33 福島トヨタビル8階	024-522-6626	024-522-6627
岩 手 支 所	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル5階	019-652-5101	019-652-5150
青 森 支 所	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館3階	017-739-0551	017-739-0552
山 形 支 所	〒990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2階	023-609-0500	023-615-6037
秋 田 支 所	〒010-0962	秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館3階	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2階	025-283-1141	025-283-1143
長 野 支 所	〒381-8556	長野市南長池710-3 長野県トラック会館2階	026-480-0521	026-263-1570
石 川 支 所	〒920-8213	金沢市直江東1丁目2番地 石川県自動車会館2階	076-239-3207	076-239-3208
富 山 支 所	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1階	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階	03-3621-9941	03-3621-9944
神奈川支所	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階	045-471-7401	045-471-7405
千 葉 支 所	〒261-7125	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビズビル・デソマリウエスト25階	043-350-1730	043-350-1731
埼 玉 支 所	〒330-0062	さいたま市浦和区仲町3-12-6 J・S-1ビル6階	048-824-1945	048-824-1946
茨 城 支 所	〒310-0026	水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル4階	029-226-0591	029-226-0592
群 馬 支 所	〒370-0006	高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館2階	027-365-2770	027-365-2771
栃 木 支 所	〒320-0811	宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-651-2701	028-651-2703
山 梨 支 所	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館3階	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	〒460-0003	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8階、	052-218-3017	052-218-3018
静 岡 支 所	〒420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル1階	054-687-3421	054-205-1617
岐 阜 支 所	〒500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階	058-263-5128	058-263-0051
三 重 支 所	〒510-0085	四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階	059-350-5188	059-350-5189
福 井 支 所	〒910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル6階	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル10階	06-6942-2804	06-6942-2807
京 都 支 所	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館4階	075-694-5878	075-694-5875
兵 庫 支 所	〒651-0083	兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11階	078-271-7601	078-271-7603
滋 賀 支 所	〒524-0104	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館2階	077-585-8290	077-585-8291
奈 良 支 所	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-32-5671	0742-32-5672
和 歌 山 支 所	〒640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル7階	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	〒733-0036	広島市西区観音新町2-4-25 第一養興ビル1階	082-297-2255	082-297-2251
鳥 取 支 所	〒680-0006	鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル2階	0857-24-0802	0857-24-0861
島 根 支 所	〒690-0007	松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3階	0852-25-4880	0852-25-4887
岡 山 支 所	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館3階	086-232-7053	086-231-6742
山 口 支 所	〒753-0814	山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷2階	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	〒760-0066	高松市福岡町3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル2階	087-851-6963	087-851-6962
徳 島 支 所	〒770-0003	徳島市北田宮2-14-50 徳島県トラック会館2階	088-631-7799	088-631-7781
愛 媛 支 所	〒791-1114	松山市井門町1081番地1 愛媛県トラック総合サービスセンター1階	089-960-0102	089-960-0103
高 知 支 所	〒781-8016	高知市南の丸町5-17 高知県トラック会館2階	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	〒812-0016	福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4階	092-451-7751	092-451-7753
佐 賀 支 所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4階	0952-29-9023	0952-29-9024
長 崎 支 所	〒850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階	095-821-8853	095-821-8854
熊 本 支 所	〒860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビルディング6階	096-322-5229	096-322-5261
大 分 支 所	〒870-0905	大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階	097-558-3155	097-558-3156
宮 崎 支 所	〒880-0913	宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2階	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿 児 島 支 所	〒890-0033	鹿児島市西別府町2941-19 鹿児島県トラック研修センター2階	099-282-5435	099-282-5437
沖 縄 支 所	〒900-0021	那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階	098-916-4860	098-835-4214

※上記の各主管支所では、介護料を受給されている皆様とご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。詳しくは本誌裏表紙をご参照ください。

● 在宅介護相談窓口(電話相談)のご案内 ●

ナスバでは、各主管支所に「在宅介護相談窓口」(以下「相談窓口」といいます。)を開設しています。開設曜日と時間帯は次表のとおりです。

この「相談窓口」は、読者の皆さまの精神的サポートの一環として開設しており、看護師や介護福祉士などの専門的な資格と経験をあわせ持つ相談員を配置することにより読者の皆さまからの電話によるご相談に対応しています。

介護に関するご相談をはじめとする様々な内容につきまして、お気軽にご利用下さい。

主管支所名	電話番号	曜日	時間帯
札幌主管支所	011-218-8155	毎開業日	8:30-12:00 13:00-17:15
仙台主管支所	022-204-9902	金	10:00-12:00 13:00-15:00
新潟主管支所	025-283-1141	(第2・第4)木	9:00-12:00 13:00-16:00
東京主管支所	03-3621-9941	火・金	9:00-12:00 13:00-16:00
名古屋主管支所	052-218-3017	木	9:00-17:00
		金	13:00-17:00
大阪主管支所	06-6942-2804	水	13:00-17:00
広島主管支所	082-297-2255	毎開業日	9:00-12:00 13:00-17:15
高松主管支所	087-851-6963	金	10:00-12:00 13:00-15:00
福岡主管支所	092-451-7751	木	13:00-17:00

ナスバ交通事故被害者ホットラインのご案内

【ナスバ交通事故被害者ホットライン】では、交通事故被害者やそのご家族等の皆様のお困り事の内容に応じて、無料で相談いただける窓口をご案内しています。

NASVA
交通事故被害者ホットライン
☎0570-000738

※受付時間 10:00~12:00
13:00~16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。
または、03-6853-8002 をご利用下さい。

「ほほえみ」 2025年『夏号』第90号
令和7年6月30日発行

発行 独立行政法人自動車事故対策機構
〒130-0013 東京都墨田区錦糸 3-2-1
TEL 03-5608-7560
FAX 03-5608-8610
ホームページ <https://www.nasva.go.jp>